

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 12. 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進

(施策名) (2) 防災(災害復興を含む)

1 主な施策の取組状況及び評価

- 防災分野の最上位計画である「防災基本計画」において、下記を規定。
 - ・ 災害時における女性への配慮について、避難場所において妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めること。
 - ・ 防災知識の普及・訓練の実施において、被災時の男女のニーズの違い等の視点に配慮すること。
 - ・ 自主防災組織の育成・強化に当たり、女性の参画の促進に努めること。
- 平成20年2月に「防災基本計画」を修正し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立についての記載を追加。
この修正により、防災に関する政策・方針決定過程における女性の参画の拡大が期待される。
- 都道府県が作成する地域防災計画の修正に当たって、男女双方の視点に十分配慮すること、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を地域防災計画に規定すること等を都道府県に要請。
- 高齢者や妊婦等の災害時要援護者の避難支援対策の指針となる「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(H17.3 (H18.3 改訂))を策定し、当該ガイドラインにおいて、避難所に災害時要援護者用の窓口を設置する際には、女性や乳幼児のニーズを把握するため、女性を配置することを記載。
-

2 今後の方向性、検討課題等

- 平成20年2月の防災基本計画の修正において、地域防災計画の作成状況及び実施状況を定期的に把握するとされたところであり、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮すべき事項、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立について、地域防災計画への反映状況及び施策の実施状況等についてフォローアップを行っていく。
- 中央防災会議等の委員について、女性委員の割合を高めるよう引き続き取組を実施していく。
- 総務省消防庁、厚生労働省、国土交通省などの関係省庁と連携し、ガイドラインを踏まえた災害時要援護者の避難支援対策の取組が推進されるよう、市町村に対する啓発・支援に努めていく。

3 参考データ、関連政策評価等